

2009年1月8日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用  
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略につ  
いて（答申）

2008年12月18日付けで諮問（第363号）された固定資産の評価及び価  
格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させるこ  
とに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

国土交通省が所管する「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づく地籍調査事業（国土調査法（昭26年法律第180号））は一筆ごとの土地について所有者や地番、地目の調査と境界、面積の測量を行い、その結果を地籍図、地籍簿として作成する事業である。地籍調査事業の成果は不動産登記に反映されるほか、土地利用計画の策定や災害復旧、社会資本整備の円滑な実施に活用され

るなど、極めて重要である。また、土地の正確な地積が測定されるため、固定資産税について公平化が図れることになる。作成された成果は座標で管理されており、法務局へ送付される。地権者との立会時に使用する「地籍調査票」は「地籍調査票作成要領」（平成14年1月16日付け国土国第432号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき作成することになっており、必ず一筆の土地に対してその土地ごとの現在の所在、地番、地目、地積、所有者、及びその他現在の権利関係に係る項目を明記するものになっている。

地籍調査票の作成については、登記簿に基づいて各項目を地籍調査システムに入力する事務作業が生じることになる。地目、地積、住所、氏名に関しては登記簿に記載されている事項であり、これらの項目は国土調査法第2条第1項第3号に該当し地籍調査事業として指定されれば、地籍調査作業規程準則第18条により土地課税台帳を用いて作成することが出来ることとなるものである。当該地籍調査事業が指定される予定が4月であり、事前に準備を行うため今回諮問することとなった。

本事業は個人の資産を正確に調査し、正確かつ迅速に作業することが求められることから、上記の内容について資産税課の課税台帳の情報を地籍調査システムに活用させたく、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問するものである。

また、当該地籍調査事業は平成21度は300筆程度の調査を予定しているが、今後毎年調査を行っていくものであり、併せて包括的な諮問をするものである。

## (2) 個人情報を利用させる必要性について

### ア 所在・地番、地目、地積、住所、氏名又は名称

平成21年度から道路管理課で行う地籍調査事業については、本人立会のもと一筆毎の境界を確定していくものである。その準備段階において、地籍調査作業規程準則第15条により地籍調査票を作成することとなっている。この際に必要な情報は地番、地積、地目、住所、氏名又は名称である。多数のこれらの情報の調査、事務処理には多大な労力等が必要である。当該業務の事務効率を考えると効率的とはいえない。そこで資産税課が所有する「土地課税台帳」の電子情報を目的外に一部利用させることは当該業務の執行において必要事項であることから、当該情報を目的外に利用する必要性はあると認めるものである。

### イ 納税通知書送付先住所

地籍調査作業規程準則第20条にあるとおり、地籍調査を行う者は土地の所有者等に立会等の通知をすることとしている。立会の他説明会の通知等各種の通知文を郵送する際の送付先住所について、納税通知書送付先住所を目

的外に利用させ、関係通知を送付するものである。登記簿に記されている住所は登記時点の住所であり変更している場合がある。また相続等が発生している場合は前の所有者の氏名、住所が記されていることがあり、必ずしも土地を管理している者の住所ではないことから、正確に通知出来るために送付先住所を目的外に利用させることにつき諮問するものである。

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

この情報を目的外に利用させることに伴い、事前に通知することが原則であるが、多数の地権者に限られた期間内に通知することは、本来業務の効率性を損ねることになる。通知すべき地権者が多数で目的外のために利用等をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれると認め、管理情報利用の本人通知の省略を諮問するものである。

なお、説明会等の通知を送付する際に、目的外に利用したことについて道路管理課に明記させる。

(4) 実施時期

平成21年3月1日以降

(5) 提出資料

- ア 地籍調査の工程別作業手順（抄）
- イ 国土調査法に基づく手続き予定（抄）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

ア 所在・地番、地目、地積、住所、氏名又は名称

平成21年度から道路管理課で行う地籍調査事業については、本人立会のもと一筆毎の境界を確定していくものである。その準備段階において、地籍調査作業規程準則第15条により地籍調査票を作成することとなっている。この際に必要な情報は地番、地積、地目、住所、氏名又は名称である。これらは登記簿から収集することが可能な情報ではあるが、登記簿から収集するとすると、膨大な量の情報を職員が手作業でシステムに入力することとなる。そうであるとすれば多大な時間と労力が必要となり、当該業務の事務効率を考えると効率的とはいえない。そこで資産税課が所有する「土地課税台帳」の電子情報を目的外に利用させることは必要となる。

## イ 納税通知書送付先住所

地籍調査作業規程準則第20条にあるとおり、地籍調査を行う者は土地の所有者等に立会等の通知をすることとしている。立会の他説明会の通知等各種の通知文を郵送する際の送付先住所について、納税通知書送付先住所を目的外に利用させ、関係通知を送付するものである。登記簿に記されている住所は登記時点の住所であり変更している場合がある。また相続等が発生している場合は前の所有者の氏名、住所が記されていることがあり、必ずしも土地を管理している者の住所ではない。そこで、土地の管理者の連絡先を正確に把握し、通知を送付するために送付先住所を目的外に利用させることが必要である。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

## (2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

この情報を目的外に利用させることに伴い、事前に通知することが原則であるが、多数の地権者に限られた期間内に通知することは、本来業務の効率性を損ねることになる。通知すべき地権者が多数で目的外のために利用等をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、実施機関では、説明会等の通知を送付する際に、目的外に利用したことについて道路管理課に明記させることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上